

高崎労働基準協会広報

会報

第130号

発行 一般社団法人 高崎労働基準協会

発行者 堀口 廣政

TEL 027-323-9847

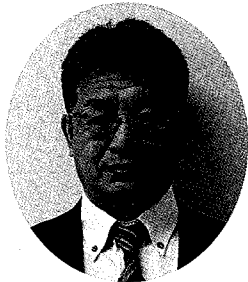
FAX 027-327-9015

<http://www.takasakirouki.com/>

高崎労働基準監督署人事異動

高崎労働基準監督署の令和5年4月1日付人事異動について、お知らせいたします。主な転出者と転入者は、次のとおりです。

| 転出者 | | | 転入者 | | |
|----------------------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------------------|
| 新所属・職名 | 旧官職名 | 氏名 | 新官職名 | 氏名 | 旧所属・職名 |
| 定年退職 | 署長 | 大村 悦男 | 署長 | 渡辺 功 | 太田監督署 署長 |
| 労働基準部 監督課 地方労働基準監察監督官 | 副署長 | 相澤 敏和 | 副署長 | 小林 康利 | 群馬労働局 賃金室長補佐 |
| 出向 (群馬産業保健総合支援センター) | 第一方面 主任監督官 | 西谷 慶子 | 第一方面 主任監督官 | 三國 良 | 高崎監督署 第二方面主任監督官 |
| 第一方面主任監督官 | 第二方面 主任監督官 | 三國 良 | 第二方面 主任監督官 | 前田 直登 | 埼玉労働局 |
| 東京労働局 労働基準部 安全課 安全係長 | 第三方面 主任監督官 | 保角 淳也 | 第三方面 主任監督官 | 安倍 慎哉 | 太田監督署 第三方面主任監督官 |
| 前橋監督署 業務課長 | 業務課長 | 竹内 俊史 | 業務課長 | 井上 幸夫 | 労働基準部 労災補償課 地方職業病認定調査官 |



着任のご挨拶

高崎労働基準監督署

署長 渡辺 功

本年4月1日付けで高崎労働基準監督署長を拝命いたしました。

各地区労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より、労働基準行政の推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の人事異動で、高崎署は私を含め12名の職員が異動となり、新しい体制で職員一同、頑張ってもらいたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私の前任地は太田署で、高崎署には平成16年から2年間、平成24年から3年間の計5年間勤務した経験があります。着任後、高崎署の管内を巡回した際には、昔、勤務した当時と変わらぬ面影を残す街並みや事業場も見受けられ、懐かしさと安堵感を覚えたところです。

しかし、当時と比べ行政運営の内容は大きく変化してきております。

新型コロナウイルス感染症の影響下の中における働き方改革の推進や、特に2024年問題と称される時間外労働の上限規制適用猶予の撤廃に向けた周知啓発活動は早急な課題となっております。また、増加傾向にある労働災害への対応も求められるところであります。これらの課題へ対応するためには、まずは管内の状況をしっかりと把握し、管内の各地区協会並びに会員皆様とともに行政を推進してゆくことが重要と考えております。今後も引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに、各地区労働基準協会のご発展と会員皆様ご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

高崎労働基準監督署からのお知らせ

■令和5年度高崎労働基準監督署の行政運営について

県内の経済情勢は、基調としては新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が沈静化しつつあることから、持ち直しているものの、ロシアによるウクライナ侵攻に起因した原材料、エネルギー価格上昇等により引き続き厳しい状況にあるとの判断が示されています。有効求人倍率は改善傾向にありますが、少子高齢化・生産年齢人口の減少に伴い、労働力需給がひっ迫する等、依然として厳しい状況にあります。

当署における労働相談の状況を見ますと、令和4年の労働相談件数は3,318件と前年比482件、約12.6%の減少となりましたが、いまだに年間3,300件を超える労働相談が寄せられています。昨年の相談内容を見ますと、年次有給休暇、賃金・退職金、割増賃金、時間外労働、解雇予告手当、休業手当の順となっています。感染症の影響による休業手当の相談件数は、令和2年が465件とピークで、令和3年が221件、令和4年は180件にまで減少しました。

一方、令和4年における労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上死傷災害は、群馬県全体で増加しており、高崎労働基準監督署管内では確定値で1,102件、前年同期比で580件、約111%の増加となりましたが、死亡災害は、全業種を通じてゼロを達成しました。

業種別では、社会福祉施設が最も多く、399件発生し、全産業の約36%を占めており、これは職場での感染症による労働災害の増加が大きく影響しています。また、感染症による労働災害を除くと、製造業が多く、食料品製造業が製造業の労働災害の約38%を占めています。

また、働き方改革関連法に基づく改正労働基準法の時間外労働の上限規制の適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師についても令和6年4月1日から時間外労働の上限規制等が適用されることに伴い、法令に関する知識や労務管理体制が十分でない中小企業に対して、法令の趣旨や内容の理解を促すことにより、長時間労働抑制に向けた自主的な取組を促進する必要があります。

このため、高崎労働基準監督署では、令和5年度の重点施策として、①改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、②中小企業及び適用猶予業務等に対する改正労働基準法等の周知及び支援等、③管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止等を推進してまいりますので、会員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■令和4年の災害発生状況

第13次労働災害防止計画（平成30年～令和4年）の最終年である令和4年の高崎労働基準監督署管内の休業4日以上死傷災害は3月末の確定値で、1,102件と前年同期比で580件、約111%増加しました。

死傷災害のうち、業種別では社会福祉施設で前年同期比339件増、製造業で78件増となり、事故の型別では「その他」が536件増、「動作の反動・無理な動作（主に腰痛）」が20件増、「はさまれ・巻き込まれ」及び「転倒」が18件増となりました。「その他」が大幅に増加したのは、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）によるものでした。一方、「墜落・転落」は前年同期比19件の減少に転じました。感染症による災害を除けば、「転倒」が121件と最も多い事故の型となっています。この「転倒災害」を業種別でみると、製造業、小売業及び社会福祉施設で多く発生しており、「動作の反動・無理な動作」も社会福祉施設で多く発生しました。

また、被災者に占める60歳以上の労働者の割合は増加傾向にあり、令和4年は災害全体の約18%を占め、昨年度同様に高齢者による労働災害が多く占めています。引き続き、転倒と高齢労働者の労働災害防止が課題となっています。

休業災害の中には、死亡災害に至る可能性が否定できない災害もあり、なお、予断を許さない状況ですが、死亡災害は全業種を通じてゼロを達成しました。

各職場においても安全意識の高揚を図り、労働災害を1件でも減らすことができるよう積極的に安全衛生活動に取り組みましょう。

| 業種別 年 | 休業4日以上死傷者数 | | | | | | | 計 |
|----------|------------|--------|-------|-----|--------|-------|---------|-----------|
| | 製造業 | 建設業 | 運輸交通業 | 小売業 | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | その他 | |
| 令和3年 | 108 (2) | 58 (3) | 56 | 70 | 60 | 21 | 149 (1) | 522 (6) |
| 令和4年 | 186 | 53 | 46 | 63 | 399 | 34 | 355 | 1,102 (0) |

() は死亡者数

主な事故の型別

| 年 | 墜落・転落 | 転倒 | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 動作の反動・無理な動作 |
|------|--------|-----|------------|--------|-------------|
| 令和3年 | 86 (1) | 103 | 58 (2) | 23 | 70 |
| 令和4年 | 67 | 121 | 76 | 39 | 90 |

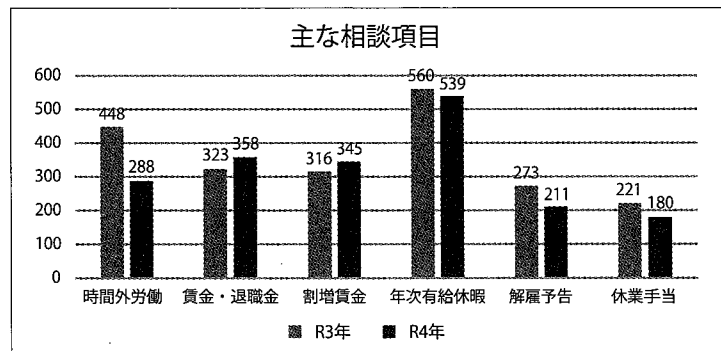
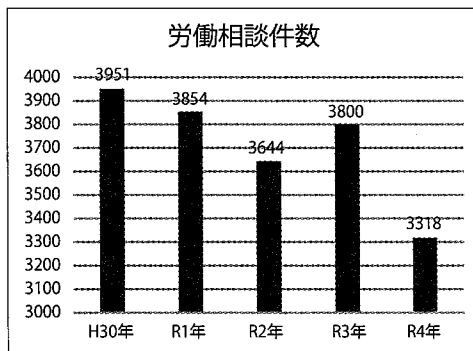
令和4年死亡災害事例（該当無）

■令和4年の労働相談の状況

労働相談件数は平成30年をピークに、令和元年から2年連続で減少していましたが、令和3年は一転して前年より156件増加し、3,800件になりました。令和4年は3,318件と年間3300件を超える労働相談が寄せられています。

相談内容をみますと、相談の多い順に「年次有給休暇」「賃金・退職金」「割増賃金」「時間外労働」となっており、働き方改革関連法により改正された労働基準法の「年次有給休暇」や「時間外労働」の相談は依然として多く寄せられました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられる「休業手当」の相談や問合せは減少傾向になりました。解雇予告に関する相談件数は減少しましたが、割増賃金及び賃金・退職金に関する相談は増加に転じました。

令和5年4月から月60時間超の割増賃金率が中小企業についても50%に引き上げられたことから、改正労基法の趣旨を十分理解し、引き続き労働時間の短縮等の労働環境の整備に取り組みましょう。



職場のQ&A

Q 前回のこのコーナーで、社内の安全衛生教育に利用できる動画のお話がありました。私はネットについてあまり詳しくありませんが、手軽に動画教材が利用できるのであれば使ってみたいと思います。詳しく教えてください。

A 昨今のインターネットでは、ユーチューブなどの動画投稿サイトに動画を投稿・公開することが多くみられ、いろいろな方がたくさんの動画を投稿しています。動画投稿サイトというと、飲食店での悪ふざけをしている動画など良くないイメージを持たれる方もいると思いますが、公的な機関も利用して役に立つ動画を公開しています。

厚生労働省が提供する「職場のあんぜんサイト」には、<各種教材・ツール>として、業種ごとに分けた動画が掲載されています。動画は、やはりユーチューブを利用して公開しているものです。このサイトは、いろいろな外国語にも対応した教材があることが特徴です。外国人労働者が働いている企業の方は是非ご覧になってください。

また、ユーチューブには「厚生労働省動画チャンネル」というものがあり、厚生労働省が各種の動画を公開しています。この中に「転倒防止・腰痛予防の啓発動画」があります。また、「人事労務担当向けハラスメント対策研修動画」というものもありますが、掲載している動画が多く、見つけるのに苦労するかもしれません。

セクハラ、パワハラ防止には、厚生労働省が提供する「あかるい職場応援団」というサイトがあります。ここでは、職場のハラスメント防止のための事例や裁判例などたくさんの教材動画が公開されています。

法令に基づき設立されている団体「中央労働災害防止協会」のホームページでも動画が公開されています。トップページから<図書・用品販売サイト>のページへ入ると、「飲食店向けの安全衛生教育動画」、「安全衛生保護具の基礎知識」、「転びの予防チェック」の動画があります。

以上の動画は、この原稿作成時に確認しているものですが、その後ネット上から掲載がなくなっていることがあるかもしれません。また、なかなか希望する動画が見つげにくいということもあるかもしれません。ユーチューブの公式ページを開き、検索欄に「安全衛生教育」「ハラスメント対策」などの言葉で検索すると、たくさんの動画が出てきます。公的な機関が提供しているものでないものも多く、その点を考慮して選択する必要があります。また、利用にあたっては著作権等に配慮する必要のあるものもあります。

◆令和5年度各種講習会の開催について

5月8日より新型コロナウイルス感染症の取り扱いが2類相当から5類へと変わりましたが、今年度も感染症の防止に努めながら、労働安全衛生法等に基づく各種の講習会を開催してまいります。

募集定員の減少

新型コロナウイルス感染症はその取り扱いが5類へと変わりましたが、他の感染症も含め警戒を怠ることはできません。このため、本年もこれまでと同様に感染防止対策を行いながら講習会を実施いたします。会場の密を避けるため募集定員を減らして実施していますが、特に、設備機器を必要とするフォークリフト運転技能講習は、利用施設の判断により1回の募集定員が半数の20名のみとなっています。このためすぐに予約が定員に達してしまい、受講を希望される皆様にご迷惑をおかけしています。フォークリフト運転技能講習以外の講習も含めて年度内全ての講習について予約をお受けしていますので、大変恐縮ですが、早めに予約申込をしていただきますようお願い致します。

なお、お支払いいただいた受講料金につきましては、10日前までにご連絡をいただいた場合には返金させていただきます。

また、近隣の労働基準協会様にて同一会場にてフォークリフト運転技能講習を行っていますが、受講料金が異なりますのでご注意ください。

新規講習の実施

・「化学物質管理者養成講習」

法令改正により、令和6年4月1日から化学物質（リスクアセスメント対象物）を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任することなどが定められましたが、当協会においても本年度より新たにこの「化学物質管理者養成講習」（1日間）を実施いたします。この講習は、厚生労働省通達に示された、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場を対象とする化学物質管理者を選任するための講習となります。自律的な化学物質管理ができるよう必要な知識と実務能力を習得していただくため、本講習をご利用ください。

なお、本講習は、リスクアセスメント対象物を製造する事業場を対象とする講習ではありませんのでご注意ください。

・「動力プレスの金型の調整等に係る特別教育」

動力プレスの金型、シャーの刃部又はこれらの安全囲い、安全装置の取り付け、取り外し又は調整の業務に労働者を就かせる場合には特別教育を実施することが義務付けられています。一部の会員事業場様から要望があったことを受け、当協会でも本年度よりこの特別教育講習を実施いたします。この特別教育は、学科教育と実技教育を行うことが定められていますが、当協会が行う講習は学科教育のみとなります。実技は事業者で行う必要がありますのでご注意ください。

◆通常総会の開催について

今年度の通常総会は、5月26日(金)15:30からエテルナ高崎にて開催いたします。新型コロナウイルス感染症の防止に留意して行いますが、都合により欠席される場合には、別途会員さんあてに発送する開催案内に同封した出欠はがきの委任状にご記入の上ご提出ください。

◆年会費の口座振替について

年会費の口座振替を希望されている会員事業場の皆様には、新年度の協会費が5月31日(水)に口座引き落としとなりますので、残高等のご確認をお願いします。また、指定口座を変更される場合は、至急、ご連絡ください。

■■■ 編集後記 ■■■

今年の春は駆け足でした。3月の中旬に桜が咲き始め下旬には葉桜です。入学式と桜の花の組み合わせは、これからどんどん難しくなるでしょう。

小生の記憶にあるイベントごとの季節の彩は過去のものになってしまったようで、時間軸のズレを修正しなければならぬのですが、なかなか難しいです。一方、新入生や新入社員にとっては、これが普通なので世代間のギャップがはつきりするところだと思います。

安全の世界では、科学的根拠に基づく対策が種々ありますが、行きつくところは個人の意識・行動になると思いますので、こちらは、ベテランと新人のズレ・ギャップを無くしていかなければなりません。

ところで、安衛法の改正で化学物質管理が事業者の自律的管理に変わっていきますが、気温も上がり、新型コロナも感染症分類の5類指定に変更になるということで、世の中は、ほぼほぼコロナ前の状況になり、エチルアルコール摂取の機会も増えてきました。過剰に摂取すると個人差はありますが体に影響が出ますので、こちらは個人の自律的管理をしっかりする必要がありますね。お体を大切に。【総務部会 佐藤真/信越化学工業㈱】

